

第1回農業委員会定例会(議事録)

1 日時 令和3年1月29日(金) 午前 10時 00分

午前 10時 45分

2 場所 竹原市役所 3階 第1・第2委員会室

3 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員
6 赤坂委員, 7 土居民喜委員

欠席農業委員 3 祐本委員

出席推進委員 岡田推進委員, 沖野推進委員, 須賀推進委員, 佐伯推進委員

欠席推進委員

4 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事

5 審議案件

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認について

議案第6号 非農地証明申請について

議案第7号 竹原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について

議案第8号 農用地利用集積計画の決定の取消について

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 農用地利用配分計画原案の訂正について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和3年第1回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番宮崎委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、3番 祐本委員です。</p> <p>会長不在のため、副会長の私が議長を務めます。</p> <p>それでは、日程第1，議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ，参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は計6,377.91㎡，対象人員は，貸し手が2人，借り手が2人です。</p> <p>内容につきましては，参考資料1ページのとおりとなっております。</p> <p>本議案が可決の場合，令和3年2月1日付けで，公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第2，議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ，参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は，東野町字下青田1812番，1813番1，1816番2の計3筆，地目はいずれも畑，面積は計432㎡です。</p> <p>申請の事由は，経営を開始する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はねぎ，大豆，じゃがいもを作付予定です。</p> <p>申請地は，空き家に付随する農地であり，令和2年12月28日付け竹原市農業委員会告示第18号で農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の規定より，竹原市農業委員会が定める下限面積の別段面積を1aとする特例区域の指定をうけています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。</p>
岡田 推進委員	<p>申請地は，東野小学校から北に約1200m付近にあります。</p> <p>耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 2番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2876番1の1筆、地目は畑、面積は792㎡です。 申請の事由は、経営を拡大する目的で所有権を移転するために申請されたものです。 営農計画は、みかん、レモン、ブルーベリーを作付予定です。 経営面積は今回の申請地を含め約21.3aで竹原町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西小学校から西に約450m付近にあります。 耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 3番の申請地は、竹原町字吉崎2058番、2059番の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計548㎡です。 申請の事由は、経営を拡大する目的で所有権を移転するために申請されたものです。 営農計画は、ぶどう等の果樹を作付予定です。 経営面積は今回の申請地を含め約185.4aで竹原町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。

須賀 推進委員	申請地は、竹原西地域交流センターから南東に約 450m 付近にあります。耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、忠海床浦二丁目 4167 番 1 の 1 筆、地目は畑、面積は 128 m ² です。 申請の事由は、経営を拡大する目的で所有権を移転するために申請されたものです。 営農計画は、一般野菜を作付予定です。 先ほど議案第 1 号の農用地利用集積計画の決定について承認いただいた利用権の設定農地と併せると、経営面積は今回の申請地を含め約 26.9 a で忠海床浦の下限面積 10 a を満たしています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は、忠海駅から西に約 300m 付近にあります。耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第 3、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 申請地は、新庄町字砂原 866 番 1 の 1 筆、地目は田、面積は 119 m ² です。駐車場の用途で利用するために申請するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。 なお、当該農地は、既に昭和 50 年頃から自己住宅の駐車場として利用しているため、申請者から深く反省し、今後は関係法令を遵守する旨の始末書が提出されております。 説明は以上です。

議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から南東に約 800m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 4，議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ，参考資料の 5 ページをご覧ください。 1 番の申請地は，忠海床浦二丁目 4167 番 8 の 1 筆，地目は畑， 面積は 33 m ² です。 庭敷地の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 国道 185 号の拡幅に伴い，用地買収された土地の保証金と同額の土地を 国土交通省中国地方整備局広島国道事務所から保証金の代わりに提供され るものです。 用途が定められた区域にある農地であり，第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は，忠海駅から西に約 300m付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について，事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ，参考資料の 7 ページをご覧ください。 2 番の申請地は，忠海東町四丁目 418 番 23 の 1 筆，地目は畑， 面積は 26 m ² です。

	庭敷地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。
議長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は、忠海東地域交流センターから東に約200m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第5、議案第5号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。 1番から3番については関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局長	議案の5ページ、参考資料の8～11ページをご覧ください。 1番の申請地は、高崎町字西大乘新開199番3、200番5の2筆、地目はいずれも畑、面積は計307㎡です。 2番の申請地は、高崎町字西大乘新開199番4、200番4の2筆、地目はいずれも畑、面積は計25㎡です。 3番の申請地は、高崎町字西大乘新開200番3、字後鳥越204番の2筆、地目はいずれも畑、面積は計89㎡です。 自己住宅並びに自己住宅及び畑への進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和2年6月30日付指令竹農委第5-2-45号、第5-2-46号、第5-2-47号で許可を受けた土地について、履行期限を令和3年1月30日までから令和3年12月30日までに延期するものです。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第6，議案第6号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ，参考資料の2ページをご覧ください。 申請地は，東野町字下青田1815番の1筆，地目は畑，面積は353㎡です。 申請地は，昭和29年頃に家を建てて以降，住宅用地及び庭敷地として使用していることから地目変更登記を行うために申請されたものです。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は，申請地は，東野小学校から北に約1200m付近にあります。 現地確認時，既に住宅敷地及び庭敷地として使用されておりました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第7，議案第7号「竹原市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の変更について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ，参考資料の12～13ページをご覧ください。 本議案は，農業委員会等に関する法律第7条に基づき，竹原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を変更するものです。 この指針は3年ごとに農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ，農地利用最適化推進委員の意見を聴き，目標設定の考え方や取組方法について検証・見直しを行うことになっています。 本件については，令和2年第12回総会において，指針の内容について農業委員及び推進委員の皆様にご説明させていただき，意見の提出をお願いしたところではありますが，意見の提出はなかったため前回説明した内容で提案させていただきます。 審議の前に改めて指針の内容についてご説明申しあげます。 まずはじめに「1 遊休農地の発生防止・解消について」ですが，令和2年4月現在で遊休農地が65.8haあります。毎年増加傾向にありますが，3年後の令和5年4月の目標を現状維持の65.8haとするよう考えています。

	<p>目標を達成するために、日常的な農地パトロールを行い、担い手等への農地集積等を推進するとともに、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付を推進します。また、農地への再生が困難と判断された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行います。</p> <p>続いて「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」ですが、令和2年4月現在で集積面積が64.0haであり、毎年約4haずつ増えていることから、令和5年4月の目標を76.0haとします。</p> <p>目標を達成するために、人・農地プランの実質化を推進し、農地の集積・集約を図るとともに、担い手の意向に応じて農地中間管理事業を活用するなど、担い手が農地を取得しやすい環境を整えます。</p> <p>続いて「3 新規参入の促進について」ですが、令和2年4月現在で新規参入者が3名であり、毎年1名ずつ増えていることから、令和5年4月の目標を3名増の6名、取得面積を6ha増の13.5haとします。</p> <p>目標を達成するために、関係機関と連携し、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していきます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議題第7号「竹原市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の変更について」は、原案のとおり、変更することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第8、議案第8号「農用地利用集積計画の決定の取消について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の9ページ、参考資料の16～25ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定の取消について」となっております。</p> <p>令和2年第11回総会において、決定をいただきました農用地利用集積計画について、集積されない農地が含まれていましたので、決定の取消を行うものです。</p> <p>内容につきましては、参考資料16～25ページのとおりとなっております。本議案が可決の場合、令和2年2月1日付けで、公告いたします。</p> <p>なお、今回の提案につきましては、令和2年11月30日付けで決定いただいた集積計画全体を一旦2月1日付で取消し、新たに今回提案の集積計画にて同日付で再開するものであるため、貸主・借主の権利関係には影響ありません。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第 8 号「農用地利用集積計画の決定の取消について」は，原案のとおり，取り消しすることに決定いたします。 続きまして，日程第 9，議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 10 ページ，参考資料の 26～34 ページをご覧ください。 本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 40,032.10 m ² ， 対象人員は，貸し手が 18 人，借り手が 2 団体及び 4 人です。 内容につきましては，参考資料 26～34 ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合，令和 3 年 2 月 1 日付けで，公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。 次に日程第 10，議案第 10 号「農用地利用配分計画原案の訂正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 11～12 ページをご覧ください。 本議案は，令和 2 年 1 月 25 日付けで，竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められ令和 2 年第 11 回総会にて承認をいただいた議案について，農用地利用配分計画にない農地が含まれていたため訂正を求めるものです。 取り消す農地は 12 ページの 13 筆です。 なお，広島県は今回議案第 9 号で承認いただいた集積計画に基づく農用地利用配分計画で公告しておりますので，貸主・借主の権利関係には影響ありません。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第10号「農用地利用配分計画原案の訂正について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第11，報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の8ページ，参考資料の14～15ページをご覧ください。 令和2年12月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は5件，筆数は田が10筆，畑が6筆の計16筆， 面積は計7,923.68㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の14～15ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	事務局からの報告は特にありません。
議 長	以上をもちまして，令和3年第1回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和3年1月29日

議 長 山元 禮子

署名委員 宮崎 信之